

「公認スポーツ指導者の皆様へ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「公益財団法人神奈川県スポーツ協会広告掲載要項（以下、「要項」という。）」のほか、「公認スポーツ指導者の皆様へ」（以下、「情報誌」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 情報誌に掲載する内容は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（以下、「公認指導者」とする）が活躍する場の提供であり、公認指導者に誤解又は疑念を与えるものであってはならない。

(広告掲載対象団体)

第3条 「要項」第6条に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、広報誌に広告を掲載することができる。

- 1 本会加盟団体
- 2 県内の登録（予備登録を含む）総合型地域スポーツクラブ
- 3 日本スポーツ少年団登録団
- 4 前各号に掲げる団体のほか、本会が適正であると認めたもの

(広告の規格)

第4条 掲載する広告の大きさは、別表1のとおりとする。

(広告掲載料)

第5条 掲載に要する広告掲載料は、別表2のとおりとする。

(広告の募集)

第6条 本要領は「情報誌」に関するものであり、本会で発行している他の広告掲載等については、別途定める。

(広告掲載申込)

第7条 情報誌に広告を掲載する団体は、本会が指定する期日までに、広告掲載申込フォームに団体情報および広告の原稿を添えて申し込まなければならない。

(原稿の作成)

第8条 広告の版の内容及び版の作成費用は、申込者の責任及び負担とする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、掲載決定後、定められた期日までに広告掲載料を前納しなければならない。ただし、やむを得ない事業により納付が出来ないと本会が認めたときはこの限りではない。

(広告掲載料の返還)

第10条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告を掲載できなかったときは返還するものとする。

(広告主の義務)

第11条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 1 広告主は、第三者の権利の侵害、不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載権利を第三者に譲渡してはならない。

(競技)

第12条 この要領に定めていない事項について疑義が生じた場合は、本会と広告主が協議して決定するものとする

附 則

この要綱は令和5年7月1日から施行する